



赤い羽根福祉基金 盛和塾「リスタート応援助成」事業実施の流れ



提出された応募書をもとに、中央共同募金会の設置する審査委員会にて施設・機関の支援体制を審査し、助成先を決定します。

助成決定された施設・機関に対し、本助成による支援実施の流れについて説明会を開催します。

支援対象者が本助成による支援対象となるかを中央共同募金会事務局と相談のうえ、支援を開始し、報告書を提出いただきます。



◆助成対象となる施設・機関について

質問	回答
①自立支援コーディネーターを配置していなくても応募可能か？	自立支援コーディネーターを配置していなくても、退所後のケアを行う担当者が決まっていれば応募することが可能です。
②社会的養護自立支援事業を受託していることは必須か？	退所児童等支援事業所の場合は社会的養護自立支援事業を受託していることが必須となりますが、児童養護施設や自立援助ホーム、児童家庭支援センター、フォスタリング機関の場合は社会的養護自立支援事業を受託していなくてもご応募することが可能です。

◆支援対象者について

質問	回答
①応募時点で離職している対象者がいなければならないか？	応募時点で離職している対象者がいる必要はありません。応募書では想定の対象人数をご記入ください。 審査委員会では、支援対象者の個別ケースではなく、退所者に対して施設・機関としてどのような体制で支援を行っているかを審査させていただきます。
②現在、施設や自立援助ホームに在籍している者は対象となるか？	応募時点での施設在籍状況は問いませんが、助成決定後に本助成による支援を開始する時点で施設等へ措置されている方は対象となりません。
③退所に向けてこれから就職活動を行う予定の者は対象となるか？	『再就職をめざしていること』が要件となるため、就労経験がない方の就職活動にかかる経費は本助成の対象となりません。
③施設退所後に就職→退職後、扶養の範囲内で就職済みの者は対象となるか？	扶養の範囲内に関わらず、就労中の方の転職活動にかかる経費は本助成金の対象とはなりません。
⑤再就職は、必ず正社員をめざさなければならないのか？	正社員に限らず、アルバイト、派遣社員、契約社員をめざす場合も本助成で支援することが可能です。
⑥支援の結果、助成期間内に就職ができなかった場合は助成金を受けられないのか？	本助成は就職をめざすことを必須の要件としておりますが、助成期間内に就職活動に励んだ結果、就職がかなわなかった場合に助成金が執行されないものではありません。



◆助成金について

質問	回答
①施設・機関が執行する経費として、就労を継続している退所児童への相談支援等にかかる経費に助成金を充当することは可能か？	本助成による支援対象者の要件の一つに「再就職をめざしていること」が必須であるため、就労を継続している方へ支援費用として本助成金を執行することはできません。
②採択されて、支援ケースが発生しなかった場合はどうなるのか？	本助成による支援対象のケースが発生しなかった場合は、助成金を返還いただくことになります。

◆応募書類について

質問	回答
①支援計画書は既定の様式があるのか？	支援計画書の様式は指定しておりませんので、施設・機関ごとに作成されている支援計画書の様式をお送りください。
②支援計画書は応募書に記載した支援対象人数分の提出が必要か？	支援計画書は、施設・機関で日頃実施されている支援体制を確認させていただくためにご提出をお願いしております。 そのため、支援対象者ひとりひとりの支援内容をご記入いただく必要はなく、施設・機関で普段作成されている様式のみご提出いただければ結構です。